

休眠預金等活用法に基づく異動事由について

南日本銀行との預金取引において、休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱う事由は以下のとおりです。こちらの異動事由に該当するお取引をいただいている場合は、休眠預金となることはありません。

1. 対象預金

南日本銀行において休眠預金等活用法の対象となる預金は以下のとおりです。

- | | |
|------------------|------------|
| ①当座預金 | ⑤通知預金 |
| ②普通預金（無利息特約付を含む） | ⑥定期積金 |
| ③貯蓄預金 | ⑦定期預金等（注1） |
| ④別段預金 | ⑧積立定期預金 |

2. 異動事由として取り扱う事由

- ①お引出し、お預入れ、お振込みの受入れ、お振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（南日本銀行からの利子の支払に係るもの（注2）を除きます）
 - ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（南日本銀行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
 - ③お客さまから、この預金についてつぎに掲げる情報の提供の求めがあったこと（当該預金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
 - イ.公告の対象となる預金であるかの妥当性
 - ロ.公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地
 - ④お客さまからの申し出に基づく定期預金等の通帳または証書の記帳（ただし、未記帳の明細がある場合に限りします）・再発行・繰越
 - ⑤お客さまからの申し出による契約内容・顧客情報の変更
預金種別の変更（商品切替）、移管事由が顧客都合、その他の場合が対象。ただし、店舗統廃合、新店開設は対象外。積立定期預金について、支払開始日の変更は対象（契約内容の変更に該当）
 - ⑥総合口座取引規定に基づく他の預金について上記に掲げるいずれかの事由が生じたこと（注1）定期預金等は下記の預金のことをいいます。
 - ・スーパー定期預金（単利）
 - ・スーパー定期預金（複利）
 - ・大口定期預金
- （注2）当該預金にかかる利子の支払のことを指します。例えば、普通預金の利息は年2回支払われますがこの利息の入金は異動となりません。一方で、定期預金の利息が普通預金に入金された場合、これは普通預金の異動となります。